

第3回

(平成30年3月12日)

# 議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

## 錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成30年3月12日(月)午前9時30分から午前10時40分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 10名  
1番委員 吉田 眞二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学  
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 川村 勝也  
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則  
10番委員 石松 まゆ子

4 欠席委員 なし

5 議事日程

- 1) 会期の決定
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 会議書記の指名
- 4) 議第8号案 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第9号案 農地法第5条の規定による許可申請について  
議第10号案 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)の審査について  
議第11号案 基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得(農用地利用集積計画の公告)の審査について  
議第12号案 非農地証明願いに対する認定について

6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 久保田文子

7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、6番・7番委員を指名します。

議 長 諸事報告がありましたらお願いします。

7 番 1月のあっせん案件について、早田委員と地区内に相談に行きましたが、現状で精一杯ということで成立しておりません。そのために、現在の耕作者に今年1年はお願いしましたが、来年の耕作者で良い人がおられましたら、情報を教えてください。

4 番 本日のあっせん番号1番の件ですが、3月6日申請人譲受人、内田委員、事務局であっせん会議を行いまして、10アール当たり20万円で成立しております。

5 番 本日のあっせん番号3番の件について事前打ち合わせを行っております。3月6日申請人の代理人、譲受人、尾方委員、事務局であっせん会議を行いまして、10ア

ール当たり20万円で打合せを行っております。

- 2 番 3月6日あっせん事前打ち合わせを行いました。畑10アール当たり10万円、田10アール当たり40万円で売買が成立しています。錦町所有の畑が荒れているという苦情があり、久保田さんと町に鳥獣害対策と復元の依頼をし、わな設置と復元については、荒れている畑を伐採して復元するということでした。

議 長 議事に入ります。議第8号案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第8号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について、10番委員より調査報告をします。

議 長 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力3人）です。経営面積は、540a、田240aのうち水稻230a、WCS10a、畑300aのうち飼料作物200a、梨園100aです。酪農で成牛18頭、育成牛5頭、子牛3頭を飼育。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：100m、3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：1筆25万円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：畜産関係全部揃っています。梨関係はSS、モア、トラクターです。米関係では田植機以外は受託で対応されています。8番（取得農地の利用計画）：牧草作付。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号2、3番について、4番委員より調査報告をお願いします。

4 番 （調査番号2、3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。今回新規の農地の取得ということで、2番、3番を合わせて下限面積を満たしております。家族2人（稼働力2人）です。期間によって、雇用を6、7名雇用予定です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1～2Km以内。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：2番全部で40万円、3番は荒地のため30万円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：軽トラック、トラクターは会社所有のリースで行う。8番（取得農地の利用計画）：サツマイモと里芋を計画中です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号4、5番について、9番委員より調査報告をお願いします。

9 番 （調査番号4）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は

贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人です。経営面積は、175aです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：500m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：0円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：軽トラック、トラクターです。8番（取得農地の利用計画）：飼料稲です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 9 番 （調査番号5）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人です。経営面積は、83aです。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：0円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：軽トラック、トラクター、ミスト機です。8番（取得農地の利用計画）：野菜です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号6、7番について、3番委員より調査報告をお願いします。

- 3 番 （調査番号6）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は交換です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力3人）です。経営面積が、22,925㎡、うち田16,000㎡は水稻、畑の6,925㎡は牧草です。畜産農家で、成牛4頭、子牛が3頭です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：2.5Km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：交換のため発生しません。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、田植機、コンバイン、軽トラ、その他牧草の収穫機械。（取得農地の利用計画）：牧草です。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 3 番 （調査番号7）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は交換です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）です。経営面積が、16,868㎡、うち田13,500㎡で水稻7,400㎡、牧草6,100㎡、畑の3,368㎡は牧草です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：2.5Km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：交換のため発生しません。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、バインダー、軽トラ各1台。（取得農地の

利用計画)：牧草です。9番(周辺地域との関係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号8番について、6番委員より調査報告をお願いします。

6番 (調査番号8)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。持ち主が高年齢で引き続き耕作をお願いしたいとの要望です。使用借人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力2人)です。経営面積が、177a、畑177a、お茶147a、野菜類30a内訳は里芋、ホウレンソウなどです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積)：問題なし。2番(通作距離)：600m。3番(小作地)：問題なし。4番(貸付地)：50a小作に出している。お茶農家で、お茶の価格が暴落しており、加工賃の代わりに茶園を貸して、加工賃の返済に充てられています。5年続いておりますが、継続中です。5番(取得価格)：無償。6番(耕作放棄地)：問題なし。7番(農機具の利用計画)：耕運機、管理機、動噴など所有。(取得農地の利用計画)：里芋、ホウレンソウです。9番(周辺地域との関係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号9番について、8番委員より調査報告をお願いします。

8番 (調査番号9)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人(稼働力2人)、従業員10人です。経営面積が、錦町分880a、田280a、畑500a、畜産で酪農です。成牛100頭、育成牛50頭、子牛50頭です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積)：問題なし。2番(通作距離)：2km。3番(小作地)：問題なし。4番(貸付地)：小作に出していない。5番(取得価格)：10アール当たり40万円。6番(耕作放棄地)：問題なし。7番(農機具の利用計画)：畜産農作業等の農機具すべて保有。(取得農地の利用計画)：飼料です。9番(周辺地域との関係)：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

4番 4番と5番の贈与に関して申請人の関係は、どういう関係ですか。

9番 親戚関係です。

議長 2、3番ですが40万円と30万円ですが、全部ででしょうか。

4番 全部での金額です。2番は水が来ないためポンプアップが必要です。

1番 8番は貸し付けてありますが、良いのでしょうか。

6番 加工賃の代わりに茶園を貸して、加工賃の返済に充てられています。使用貸人の年

齢を考へても返しても耕作放棄地になりますので、今までどおり作付をされた方が  
良いと思います。後は、ご検討、審議をお願いします。

議 長 いろいろ事情があるようです。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について原案どおり決定するこ  
とに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号2、3番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いしま  
す。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、2、3番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号4番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、4番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号5番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、5番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号6、7番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いしま  
す。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、6、7番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号8番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、8番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号9番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、9番について原案のとおり決定します。

議 長 議第9号案農地法第5条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第9号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議 長 調査番号1番について、5番委員より調査報告をお願いします。

5 番 調査番号1番について5番より報告します。(調査番号1)譲受人譲渡人の住所・氏  
名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5条調査項目により  
報告します。1番(農地区別):第3種農地。2番(着工時期):許可が下り次第で  
す。3番(資金調達):借入金です。5番(周囲の承諾):問題なし。6番(公衆衛  
生)町の上水道下水道を利用し、雨水は西側道路側溝へ排水されるため問題なし。  
7番(転用措置):問題なし。8番(日照通風の影響):問題なし。10番(農振法):

農用地区域外。以上、報告終わります。

5 番 調査番号2番について5番より報告します。(調査番号1)譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):第3種農地。2番(着工時期):許可が下り次第です。3番(資金調達):借入金です。5番(周囲の承諾):問題なし。6番(公衆衛生)町の上水道下水道を利用し問題なし。7番(転用措置):問題なし。8番(日照通風の影響):問題なし。10番(農振法):農用地区域外。以上、報告終わります。

5 番 調査番号3番について5番より報告します。(調査番号1)譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅及び通路です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):第2種農地。2番(着工時期):許可が下り次第です。3番(資金調達):自己資金と借入金です。5番(周囲の承諾):問題なし。6番(公衆衛生)町の上水道下水道を利用し問題なし。7番(転用措置):問題なし。8番(日照通風の影響):問題なし。10番(農振法):農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 調査番号4番について、9番委員より調査報告をお願いします。

9 番 調査番号4番について9番より報告します。(調査番号1)譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は重機置場です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):第2種農地。2番(着工時期):許可が下り次第です。3番(資金調達):自己資金です。5番(周囲の承諾):問題なし。6番(公衆衛生)問題なし。7番(転用措置):問題なし。8番(日照通風の影響):周囲に耕作地はなく問題なし。10番(農振法):農用地区域外。以上、報告終わります。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

2 番 3番について、資料が農地の許可の件について、資料を考慮していただけないでしょうか。2番、3番から残った農地は、どのように利用されるのでしょうか。

5 番 コの字型に農地があり、すべてを4軒に分譲する計画です。

議 長 分筆せずに分譲するのでしょうか。

5 番 分筆はしてあります。

6 番 4番について、大谷川が横に流れております。砂利を敷いて重機を置かれるのか、雨時期に油が流れ込まないように、分離層を設けられるのかどうかたずねます。

9 番 川が隣接していたため現地確認しまして、どういうふうに置くのか確認しました。重機の解体した部分を置きたい計画です。重機本体は置かないということで油等は出さないように十分注意したいとのことでした。現状は少し低いですから盛土や砂利を敷いて対応したいということでした。所長から確認をしております。排水関係を十分注意して、こちらから指示が出ないように、十分注意をお願いしますとお話をしています。

佐無田 屋根付きでないためやはり廃油流出が心配です。

9 番 今回は重機会社であり、側溝関係は現状でも十分されており、今のところ譲受人を信用して話はしてきました。私の方からは、油流失関係については、直に所長に話しております。

議 長 あとは、十分注意していただきますようお願いいたします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号2について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、2番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号3について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、3番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号4について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、4番について原案のとおり決定します。

議 長 議第10号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第10号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)今回は10件の利用権設定が提出されております。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1～10番適格の報告あり)

(議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明)

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。



議 長 議第11号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第11号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画（中間管理権の取得）について（朗読）

今回は5件の利用権設定が提出されております。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（1～5番適格の報告あり）

（議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明）

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

③ 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

④ 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議 長 議第12号案非農地証明願いに対する認定について上程します。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第12号案非農地証明願いに対する認定について（朗読）

議 長 調査番号1、2番について西地区の代表の方の調査報告をお願いします。

4 番 調査番号1、2番については同じ場所であります。3月4日西地区の農業委員、推進員の5名で現地調査しました。1番は、木が生えております。2番は自己保全という形です。つながりのある農地ですがいずれ遊休農地になるのではないかとということで、非農地判断していますが、あとは、皆さんの判断に任せます。

議 長 調査番号3番について木上地区の代表の方の調査報告をお願いします。

3 番 調査番号3番については同じ場所であります。3月4日、川村、谷口委員と現地調査しました。現況は竹林であり3人の総意で非農地判断しております。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

2 番 2番については、そのうち非農地になるだろうといわれましたが。それでは。

4 番 申請人は、健康状態が悪くなく、後継者も農業はしていない。1番についてどう思われますか。

2 番 1番は、竹が生えて現状に復旧できない状態と見ました。2番の現状は、非農地と

しては判断できないと思います。

議 長 補足しますが、隣接地が竹やぶであること、高齢で自己保全で自分も精一杯であり、1番農地が荒れた状態であり、農地としての利用がなかなか難しいのではないかと  
いうことで、5人は非農地でよいのではないかとということで一致しました。

6 番 2番農地の隣接した農地の利用状況はどうなっていますか。

4 番 1番の北側は現状は畑の地目、農地の広がり先端部分あたり水も来ない状態で荒  
れていくところではないかなと思います。現在、周りは宅地化が進んでおります。

6 番 作付けはされていますか。

議 長 作付けはされておりません。砂利を少し入れたような踏み固まった状態です。1番、  
2番の北側も耕作されておりません。

内 田 こういうところは、非農地化しないと将来は誰もつくる者がいなくなると思います。  
水もあたらず条件が悪く、狭い農地は非農地化したが良いと思います。

6 番 農振地か。

事務局 農振地農用地区域外ですが、1種農地ではあります。

議 長 担い手が耕作するような土地ではなく、外さないといけないのではないかと判断した  
ので今日の報告になったものです。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について原案どおり決定するこ  
とに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号2番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(8名：挙手)

賛成多数により2番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号3番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、3番について原案のとおり決定します。

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月12日

農業委員会会長

---

6番 農業委員

---

7番 農業委員

---